

情報ひろば



児童手当現況届を忘れずに

現況届とは、児童手当を引き続き受給する要件が、あるかどうかを確認するためのものです。現況届の用紙は、6月中旬に郵送しますので、6月1日現在の状況を記入の上、6月28日(金)までに提出してください。なお、現況届を提出しないと6月分以降の児童手当の支払いは受けられませんので、ご注意ください。

児童の年齢	児童手当 (1人あたり月額)	特例給付 (1人あたり月額)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前 (第1子～2子)	10,000円	
3歳以上 第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円	

問 社会福祉課(玉造庁舎)
0299-55-0111

環境保全型農業直接支援対策

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組み農業者に対して直接支援します。

支援対象者

①、②の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者
①エコファーマー認定を受けていること

②農業環境規範に基づく点検を行っていること

支援の対象となる取り組み

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取り組みとセットで①、②の取り組みを行う場合
①カバークロップの作付(緑肥等の作付け)
②堆肥の施用(炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に施用)
③有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない取り組み)

行方市の人口

総数 37,061人(-53)
男 18,376人(-35)
女 18,685人(-18)
世帯数 11,696世帯(+5)
平成25年5月1日現在
()は前月との比較

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市



行方市のうた

(1番) われを^{はぐく}む^{さとやま} 里山は^{だいち}の恵に^{めくみ} 満ちあふ^{あさひ}る 朝日
湖に^{かわ}輝き^{かがや} 夕日^{ゆうひ} 山の端^{やま}そめる
ああ ふるさと わが^{きぼう}希望
(2番) 祭りばやしに^{まつ} 心おど^{こころ}り 風土記^{ふうどき}の里に^{さと} 童^{こども}の声は^{こゝろ}はず
む^{かな} 谷津田^{かきや} 風にそよ^{やす}ぎ 稲穂^{いなほ}
黄金に^{あま}輝く^{かがや} ああ ふるさと
ああ わが^{やす} 安ら^{いにしえ}ぎ
(3番) 古^{ふる}のなごり^{おれぞら} 受けつぎ^うし 大空^{はばたく} はばたく^{ほくく} 子^{まなびや}どもら^{ひら}の 夢^{ゆめ}を^{いしずえ} 育^{あらい}む 学舎^{まな}は^あ 拡^{ひろ}く
心の^{こころ} 礎^{いしづえ}ぞ^あ ああ ふるさと
ああ わが^あ未来^あ あー

支援額

国4千円/10a(この他に県+市で4千円/10a支援)
②の場合のみ
国2千2百円/10a(この他に県+市で2千2百円/10a支援)

申請期限 6月28日(金)

提出先 農林水産課(北浦庁舎)
申請書類等 農林水産省HPからダウンロードしてください。

問 環境保全型農業直接支援対策について

農林水産省農業環境対策課
03-6744-0499

エコファーマーの認定について
行方地域農業改良普及センター

0299-72-0256
農林水産省環境保全型農業関連情報

報

HP http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

第41回花と緑の環境美化コンクール参加花壇の募集

地域住民及び児童・生徒の環境美化に対する関心・意欲を高め、花いっぱい運動が地域や団体に根ざした運動となるよう推進することを目的に、花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域・団体・学校を表彰します。

申し込み 応募用紙は、大好きいばらき県民会議のホームページからダウンロードできます。

HP <http://www.daisuki-ibaraki.jp/>
申込締切 7月3日(水)

問 生涯学習課

0291-35-2908
大好きいばらき県民会議

029-224-8120



過払い金回収

↑相談¥0 着手金¥0 成功報酬制!

借金整理・交通事故・遺言・相続

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

茨城県弁護士会所属

かしま法律事務所

124号イオンそば

0299-85-3350(平日10:00~18:00)

リーガルプラス

検索

代表弁護士 谷 靖介



常陽銀行

- 麻生支店: 行方市麻生 1135-31 TEL:0299-72-0551
- 玉造支店: 行方市玉造甲 337 TEL:0299-55-0101
- 北浦支店: 行方市山田 1301-1 TEL:0291-35-2121

はい、
こちら消費生活センター！



送り付け商法にご注意を!!!

ある日突然、頼んでもいない商品や請求書が届きビックリしたことはありませんか。

その商品は、健康食品・カニ・DVD・新聞など様々です。身に覚えはないが、受け取ってしまった・・・商品を開けてしまった・・・だからと言って支払い義務は生じません。一方的な契約は成り立つことがないので、支払いには応じないようにしましょう。

また、最近は代金引換で荷物を送り、先に代金を支払わせるケースもあります。荷物は送り主、中身をきちんと確認し、心当たりのない荷物は簡単に受け取らないようにしましょう。

— まずはお電話を！ —

問：消費生活センター

TEL 0291-34-6446



共同参画って何!?

本市のまちづくりに協力していただいている方・団体等に、話題を提供いただき、様々な『男女共同参画』について、コラムを連載いたします。市民の皆様の声もお寄せください。ご意見をお待ちしております。

「共同」と「平等」について

茨城県鹿行生涯学習センター

茨城県女性プラザ 根本 重巳

「男女共同参画社会」の話をする、「男女平等なんだから、女性も男性と同じにすべきだ」など、「男女共同参画」について、誤った理解をされることがあります。男性と女性には、「生物学上の違い」や「身体的な特徴の違い」があります。また、長い歴史の中で作り上げられてきた男性像や女性像など、感覚的な違いもあります。特に、感覚的な違いは、「男性は強く逞しく」、「女性はおしとやかに」などと、「男性」や「女性」といった言葉のもつイメージとして一括りにされ、それに合わない人に対しては、「男のくせに」「女のくせに」といった批判や差別につながることも少なくありません。このように、男女共同と男女平等の意味が混在して使われているのではないのでしょうか。

では、「男女平等」とは、どういったものなのでしょう。辞書によりますと、男女平等とは、労働条件・社会生活・政治活動等において、男女が等しい権利・義務・自由のもとに性差に関わりなく生きていくことと定義されています。

具体的な例としては、参政権や教育を受ける権利です。現在は、「満20歳以上の人」は男女関係なく参政権があったり、教育を受ける権利では、満6歳以上から満15歳以下の男女が義務教育を等しく受けられます。こうした全ての人がということが男女平等の考え方なのではないのでしょうか。

一方、「男女共同」とは、男女がともに対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に自分の意思で参画し、個性や能力を生かしていくことです。人にはそれぞれの生き方があります。性差に関係無く、一人の人間として自立していくことが大切なのです。そのためには、「男は仕事、女は家事」または「男だから、女だから」といったこれまでの固定的性別役割分担の意識を解消していくことが必要なのです。

つまり、男女共同とは、男女平等の基盤の上に、家庭や地域、職場等で、女性も男性も互いに尊重し協力し合いながら、個々の能力を十分に発揮して、責任も喜びも対等に共有していくことであり、その実現こそが「男女共同参画社会」なのです。



7月4日(木)
開講

ただ今 受講生募集中

センター英語・長文読解教室

毎週木曜日・夜 8:30~9:20

小・中・高校生のための

大川 英語教室

TEL 0299-66-6753

指導者 大川 英世

潮来市小泉 2593-16 (潮来高校近くで古高方面への道路沿い)

借金の整理

交通事故

不動産

離婚

まずは弁護士にご相談ください

神栖ひまわり基金法律事務所

〇〇〇弁護士 瀧 智英 (茨城県弁護士会所属) 〇〇〇

TEL 0299(91) 1171 (完全予約制)

茨城県神栖市大野原4-7-11 鹿島セントラルビル新館5階

<http://kamisuhimawari.com/>